

和光市案内板設置事業仕様書

1 目的

和光市役所（以下「庁舎」という。）において、案内地図及び庁舎案内標示板（以下「案内板」という。）を設置し、これを媒体とした広告を掲示する事業（以下「広告事業」という。）を掲示する事業を実施します。

2 事業計画

広告事業の実施者（以下「事業者」という。）は、案内板の仕様、案内板の設置に係る施工管理及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ和光市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出していただきます。

3 設置場所

和光市広沢 1 番 5 号 和光市役所庁舎内 1 階

(1) 総合案内裏

(2) 中央ロロビー側 [別紙 2 「貸付場所位置図（以下位置図）」参照] 計 2 箇所

4 事業の実施期間

(1) 設置工事等の日程については、和光市と協議することとします。

(2) 設置期間は設置日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。

5 案内板の規格

(1) 設置場所①

○総合案内裏（別紙 2 位置図①）

○サイズ：縦（高さ）2,100mm×横（幅）2,998mm×厚さ 150mm 以内

設置場所②

○中央ロロビー側（別紙 2 位置図②）

○サイズ：縦（高さ）2,100mm×横（幅）1,800mm×厚さ 90mm 以内

○展示物を展示するための無色透明（ガラス、アクリル等）なケース※[縦（高さ）700mm×横（幅）1,800mm×厚さ（奥行き）500mm 以内]を本体表面下部分に備えつけること

※飛散防止加工したものであること

○床面に固定させ耐震性を十分に確保すること

(2) スチール製でメタリック焼付塗装と同程度の仕様を施してください。

(3) 地図、広告、庁舎案内で構成してください。

(4) 地図、広告、庁舎案内部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにしてください。

(5) 本体枠の角が鋭利にならないよう加工してください。

(6) 使用材料等については、環境に配慮した設計とし、省エネ、環境対策として、照明を使用する場合は、光源を LED としてください。また、和光市が状況に応じて電源の開閉及び調光できるものとしてください。

6 地図

(1) 地図は本体内に収まる大きさとし、和光市内全域を表示する地図、周辺地図により構成してください。

- (2) それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、和光市が指定する情報を分かりやすく表示してください。
- (3) 地図は、国土地理院の地図をベースに作成してください。
- (4) 地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れた、ユニバーサルデザインを採用し、なおかつ、バリアフリー整備ガイドラインに掲載された色弱者対応バリアフリーデザインを採用してください。また、周囲と調和のとれた色合のものにしてください。
- (5) 地図掲載内容は事前に打ち合わせを行い、和光市の要望を反映できるように自社制作又は製作体制を整えてください。
- (6) モニター設備を利用した表示は行わないこととします。

7 広告

- (1) 広告主の広告を表示し、画像・名称・電話番号等について表示することができます。
- (2) 広告主が、地図上でどこに位置するのかが分かるように座標番号等で表示させておくことができます。
- (3) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。
- (4) 広告は、全体面積の概ね30%程度としてください。
- (5) 広告主、広告の内容等は、「和光市広告掲載要綱」及び「和光市広告掲載基準」（以下「広告要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に和光市の審査を受け、その承認を得たものでなければなりません。なお、和光市は、審査するにあたり、必要に応じて広告掲載要綱第6条に基づく和光市広告審査委員会の意見を聞くものとします。
- (6) モニター設備を利用した表示は行わないこととします。

8 庁舎案内

- (1) 庁舎案内は各階の案内を日本語の他、英語も併記してください。
- (2) 庁舎案内データは和光市に帰属し、無償で使用する権利を持つものとします。また、そのデータを和光市に提供してください（提供するデータの形態は、別途協議の上決定します）。
- (3) 行事（イベント）案内情報に限りモニター設備を利用する事としますが、出力する情報において本市が運用管理可能なものとし、USBメモリー接続により情報が入力できるものとしてください。

9 建物賃貸借契約と電気料

- (1) 事業者は、案内板設置場所の賃貸借契約を和光市と締結し、その契約に定める貸付料を支払うこととします。
- (2) 電気を使用する場合は、製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、電気料を支払うこととします。

10 経費等の負担

事業者は、次の各号に該当する経費等を負担するものとします。

- (1) 案内板の制作、設置及び撤去
- (2) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (3) 案内板の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等に伴う措置
- (4) 1年に1回以上、地図情報の更新及び地図の貼り換え
- (5) 案内板内及びポスターケース内の庁舎案内標示の変更等に伴う措置

(6) 契約終了による現状回復

11 案内板設置に当たっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮してください。
- (2) 案内板の転倒、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにしてください。
- (3) 案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に、市と日程を調整してください。

12 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、広告要綱等及び関連法令に違反しているとき、又は、庁舎において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができます。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とします。また、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主又は事業者に対して賠償の責任を負わないこととします。

13 著作権等

- (1) 事業者は、案内図及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 本事業による案内図に掲載される写真又は画像データ等を、市の事業の紹介等の行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その利用を許諾するとともに、広告主からも許諾を得るよう努めてください。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りではありません。

14 事業者の責務

- (1) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしないこととします。
- (2) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決することとします。
- (3) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡しないこととします。
- (4) 案内図及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示してください。

15 その他

- (1) 設備の状態は良好に保ってください。
- (2) 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じてください。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応してください。
- (3) 合理的な理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととします。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者の負担とします。

- (4) 電気の使用は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものとするほか、和光市が状況に応じて変更できるものとします。なお、毎月の第3土曜日については午前8時30分から正午までを使用時間とします。
- (5) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記してください。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記してください。
- (6) 音声の発生する機材の設置は認めません。
- (7) 事業者は、広告主の募集・決定・広告物の事前確認、広告物の提出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととします。
- (8) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決してください。
- (9) 使用許可の期間の満了又は取消しにより案内板を撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしてください。
- (10) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更により、やむを得ず案内板の設置場所を協議の上変更する場合があります。
- (11) 和光市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意を払ってください。
- (12) この仕様書に明記されていない事項については、和光市と協議の上決定するものとします。